

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可に係る事務処理要項

第 1 目的

この要項は、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定（以下「認定」という。）及び同項第 2 号の規定による許可（以下「許可」という。）に関する事務処理を定めることを目的とする。

第 2 事前協議

建築主等は、原則として、認定又は許可に係る事前協議を行うこと。

第 3 認定申請に必要な図書等

- 1 建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾書に記載する内容は、次に定めるものとする。
 - (1) 承諾者の住所、氏名、印
 - (2) 承諾年月日
 - (3) 承諾する道の位置
 - (4) 承諾する内容
- 2 熊本県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 8 条に定める知事が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。
 - (1) 建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に適合することを確認するための図書等
 - (2) 道の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
 - (3) 現地写真

第 4 許可申請に必要な図書等

- 1 細則第 5 条第 1 項に定める許可申請の理由書に記載する内容は、次に定めるものとする。
 - (1) 申請者の住所、氏名
 - (2) 申請年月日
 - (3) 計画の概要及び許可基準に適合する根拠
 - (4) 関係者との調整状況等
- 2 細則第 5 条第 1 項に定める知事が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。
 - (1) 通路の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
 - (2) 現地写真
 - (3) 通行同意書（申請者が通路の所有権又は通行地役権（登記されているものに限る。）を有する場合は不要）

第 5 専決区分

認定及び許可に係る専決区分は次のとおりとする。

広域本部土木部長	土木部長
「建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可取扱要領」の事前一括同意の許可基準又は認定基準に適合する建築物	左記以外の建築物

第 6 進達

広域本部土木部長は、土木部長の専決に係る許可申請書を受理した場合は、副本を添えて建築課長に進達する。[別記様式 2]

第7 許可後の事務処理（広域本部土木部長専決分）

- 1 広域本部土木部長は、広域本部土木部長の専決に係る許可を終了した場合は、申請者に許可通知書[別記様式 3-1]及び許可申請書の副本を交付する。
- 2 広域本部土木部長は、次の図書を添えて建築課長に報告する。[別記様式 5]
 - 1) 許可通知書の写し
 - 2) 許可申請書の副本
 - 3) 一括同意基準チェックリスト [別記様式 1]

第8 許可後の事務処理（土木部長専決分）

- 1 建築課長は、土木部長の専決に係る許可を終了した場合は、広域本部土木部長あてに許可通知書[別記様式 3-1]及び許可申請書の副本を送付する。[別記様式 4]
- 2 広域本部土木部長は、前項の許可通知書及び許可申請書の副本を申請者に交付する。

第9 建築審査会への報告

建築課長は、第7第2項の報告を受けた場合は、直後の建築審査会に報告するための資料を作成する。

第10 認定又は許可を受けた計画の変更

認定又は許可を受けた計画に変更がある場合は、再度認定又は許可の手続きを行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築許可認定事項変更届出書（別記様式 7）に変更理由書、変更に係る図書（変更前と変更後の計画を記載したもの）、その他知事が指定した図書等を添えて提出するものとする。

- 1 計画の変更に係る確認申請が不要な軽微な変更の場合
- 2 既に与えた認定又は許可の範囲内である場合

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 2 月 13 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。